

平成 26 年 6 月 6 日

【照会先】

職業安定局雇用開発部

障害者雇用対策課

調査官 松永 久（内線 5649）

課長補佐 境 伸栄（内線 5859）

（代表電話）03（5253）1111

（直通電話）03（3595）1173

「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめました

厚生労働省は、このたび、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮※の提供の指針の在り方に関する研究会」（座長 山川 隆一 東京大学大学院法学政治学研究科教授）の報告書を取りまとめましたので、公表します。

この研究会では、第 183 回国会において成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、厚生労働大臣が定めることとされている、「差別の禁止に関する指針」と「均等な機会の確保等に関する指針（以下「合理的配慮の提供に関する指針」）」に盛り込むことが必要な事項に関して、平成 25 年 9 月から議論を重ねてきました。

厚生労働省では、今後、労働政策審議会 障害者雇用分科会で、この報告書を基に、指針策定に向けた議論を行います。

※「合理的配慮」とは、募集・採用時における、障害者と障害者でない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、採用後における、均等な待遇の確保や障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。

【報告書のポイント】

1. 差別の禁止に関する指針

（1）基本的な考え方

- 対象となる障害者の範囲は、障害者雇用促進法に規定する障害者
- 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主
- 直接差別を禁止（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどの社会的不利を補う手段の利用などを理由とする不当な不利益取扱いを含む）
- 事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要

（2）差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進などの各項目に沿って禁止される差別を整理する
- 各項目について、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとするのが差別に該当する
- 障害者を有利に取り扱うこと（積極的差別是正措置）や、合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として異なる取扱いを行うことなどは、差別に当たらない

2. 合理的配慮の提供に関する指針

(1) 基本的な考え方

- 障害者、事業主の範囲は「差別の禁止に関する指針」と同じ
- 合理的配慮は障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で提供されるべき性質のもの

(2) 合理的配慮の手続

- ① 募集・採用時：障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る
採用後：事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する
- ② 合理的配慮に関する措置について事業主と障害者で話合う
- ③ 合理的配慮に関する措置を確定し、内容・理由を障害者に説明する

(3) 合理的配慮の内容

- 合理的配慮の内容に関する理解を促進する観点から、多くの事業主が対応できると考えられる措置を事例として「別表」の内容を指針に記載する
なお、「別表」はあくまでも例示であり、あらゆる事業主が必ずしも実施するものではない。また、記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがある

(別表の記載例)

【募集及び採用時】

- ・ 募集内容について、音声等で提供すること。(視覚障害)
- ・ 面接を筆談等により行うこと。(聴覚・言語障害) など

【採用後】

- ・ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)
- ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか) など

(4) 過重な負担

- 改正法では、合理的配慮の提供について、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除くとされている。過重な負担については、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、企業の規模、企業の財務状況、公的支援の有無を総合的に勘案しながら、事業主が当該措置の提供について個別に判断する

(5) 相談体制の整備など

- 障害者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を周知する など

3. その他

- 指針の策定に加え、行政によるさまざまな取組が重要
 - ・ 事業主や労働者に対する障害の特性などに関するパンフレットの配布やセミナーの実施などの啓発活動
 - ・ 合理的配慮が適切に提供されるよう、具体的な事例の収集・情報提供やジョブコーチ（障害者が職場に適應するための援助者）の質的な充実 など

■資料「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」

**改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の
提供の指針の在り方に関する研究会報告書**

平成 26 年 6 月 6 日

**改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の
提供の指針の在り方に関する研究会**

目 次

<u>1 はじめに</u>	1
<u>2 差別の禁止に関する指針の在り方について</u>	1
(1) 指針の構成について	1
(2) 「基本的な考え方」について	1
(3) 「差別の禁止」について	2
<u>3 合理的配慮の提供に関する指針の在り方について</u>	4
(1) 指針の構成について	4
(2) 「基本的な考え方」について	4
(3) 「合理的配慮の手続」について	5
(4) 「合理的配慮の内容」について	7
(5) 「過重な負担」について	8
(6) 「相談体制の整備等」について	9
<u>4 おわりに</u>	10
別 表	12

(参考)

- ・改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会
開催要綱
- ・改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会
参集者
- ・改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会
開催状況

1 はじめに

- 第183回国会において成立した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）により、障害者に対する差別の禁止等に関する規定が新設され、厚生労働大臣は同法による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和51年法律第123号。以下「改正法」という。）第36条に基づき差別の禁止に関する指針を、また、改正法第36条の5に基づき均等な機会の確保等に関する指針（以下「合理的配慮の提供に関する指針」という。）を定めることとされた。
- 本研究会では、労働政策審議会障害者雇用分科会が平成25年3月14日に取りまとめた意見書「今後の障害者雇用施策の充実強化について」（以下「意見書」という。）及び改正法を踏まえ、両指針に盛り込むことが必要な事項に関して、平成25年9月から計11回にわたって議論を重ね、その検討の結果を取りまとめた。

2 差別の禁止に関する指針の在り方について

（１）指針の構成について

- 差別の禁止に関する指針は、障害者の差別に関する事項に関し、事業主が適切に対処するために厚生労働大臣が定めるものである。
- これを定めるに当たっては、以下のような構成とすることが適當である。
 - 第1 趣旨
 - 第2 基本的な考え方
 - 第3 差別の禁止

（２）「基本的な考え方」について

- 「基本的な考え方」として、
 - ・ 対象となる障害者（障害者雇用促進法第2条第1号に規定する障害者）、
 - ・ 対象となる事業主（すべての事業主）、
 - ・ 差別の範囲（禁止される差別は障害を理由とする差別（直接差別）。車いす、補助犬その他の支援器具等の利用、介助者の付き添い等の社会的不利を補う手段の利用等を理由とする不当な不利益取扱いを含む。）に加え、
 - ・ 障害者に対する差別を防止するという観点を踏まえ、障害者も共に働く一人の労働者であり、事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要であることを記載することが適當である。

- なお、間接差別については、意見書において「①どのようなものが間接差別に該当するのか明確でないこと、②直接差別に当たらない事案についても合理的配慮の提供で対応が図られると考えられることから、現段階では間接差別の禁止規定を設けることは困難である。将来的には、具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で、間接差別の禁止規定を設ける必要性について検討を行う必要がある。」とされている。

（３）「差別の禁止」について

①項目について

- 「差別の禁止」の記載に当たっては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）に基づく労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成 18 年厚生労働省告示第 614 号）の記載を参考に、以下の項目例に沿って禁止される差別を整理することが適当である。

（項目例）募集及び採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨、定年、解雇、労働契約の更新

- 上記の項目例に加え、「職場復帰」、「労働時間」及び「再雇用」といった項目を追加すべきとの意見があった。これらは、上記の項目例に含まれることから、今後、上記の項目例に沿って指針の具体的な記載を検討する際に、必要に応じてこれらの内容を含めて明確化すべきである。

②募集及び採用について

- 改正法第 34 条において、事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない、とされている。
- 本研究会では、指針の検討に当たって、障害者団体、経済団体、労働組合からヒアリングを実施したところである。当該ヒアリングにおいて示された、一般求人において、障害者は正社員にせずに、契約社員や嘱託社員にしかしないという募集を行うこと等の事例を踏まえ、指針には、「募集又は採用に当たって、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとする」とが差別に該当すると記載することが適当である。

- また、募集に際して、一定の能力を有することを条件とすることについては、その条件が当該企業において業務遂行上特に必要なものと認められる場合もある。したがって、指針には、「募集に際して、一定の能力を有することを条件とすることについては、その条件が当該企業において業務遂行上特に必要なものと認められる場合は、障害者であることを理由とする差別に該当しない」と記載することが適当である。
- 一方、募集に当たって、業務遂行上特に必要でないにもかかわらず、障害者を排除するために条件を付していると判断されるときは、障害を理由とする差別に当たることから、その旨を指針に記載することが適当である。
- なお、応募しようとする障害者から求人内容について問合せ等があった場合は、事業主が説明することが、事業主と障害者の相互理解の観点からも重要であるので、その旨を指針に記載することが適当である。また、募集に際して一定の能力を有することを条件としている場合、当該条件を満たしているか否かの判断は過重な負担にならない範囲での合理的配慮の提供を前提に行われるものであり、障害者が合理的配慮の提供があれば当該条件を満たすと考える場合、その旨を事業主に説明することも重要である。

③採用後について

- 改正法第 35 条において、事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない、とされている。
- ヒアリングにおいて示された、合理的な理由・根拠がない賃金格差や障害を理由に職場でのキャリアアッププログラムを提供しないこと等の事例を踏まえ、指針には、採用後の各項目について、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとするのが差別に該当すると記載することが適当である。

④差別に当たらない事項について

- 以下の事項は「障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとする」とは該当しないことから、差別に当たらない事項として指針に記載することが適当である。
 - ・ 障害者を有利に取り扱うこと（積極的差別是正措置）

- ・ 合理的配慮を提供し、労働能力等を適正に評価した結果として異なる取扱いを行うこと
- ・ 合理的配慮を提供することにより障害のない者と異なる取扱いを行うこと
- ・ 障害者専用求人の採用選考又は採用後において、仕事をする上での能力及び適性を判断するためや合理的配慮を提供するためなど雇用管理上必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認すること

3 合理的配慮の提供に関する指針の在り方について

(1) 指針の構成について

- 合理的配慮の提供に関する指針は、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために厚生労働大臣が定めるものである。
- これを定めるに当たっては、以下のような構成とすることが適当である。
 - 第1 趣旨
 - 第2 基本的な考え方
 - 第3 合理的配慮の手続
 - 第4 合理的配慮の内容
 - 第5 過重な負担
 - 第6 相談体制の整備等

(2) 「基本的な考え方」について

- 「基本的な考え方」として、
 - ・ 対象となる障害者（障害者雇用促進法第2条第1号に規定する障害者）、
 - ・ 対象となる事業主（すべての事業主）、
 - ・ 合理的配慮の提供の考え方（合理的配慮は障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で提供されるべき性質のもの）
- に加え、以下の事項を記載することが適当である。
 - ・ 合理的配慮の提供が円滑になされる観点から、障害者も共に働く一人の労働者であり、事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要であること。
 - ・ 合理的配慮の提供は事業主の義務であるが、採用後の合理的配慮について、事業主が必要な注意を払ってもその雇用する労働者が障害者であることを知り得なかった場合には合理的配慮の提供義務違反を問われないこと。

- 以上に加え、過重な負担にならない範囲で、職場において支障となっている事情等を改善する合理的配慮に係る措置が複数あったとき、事業主は、障害者との話合いの下、その意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置をとることは差し支えないことを基本的な考え方に記載することが適当である。
- また、障害者が希望する合理的配慮に係る措置が過重な負担であったとき、事業主は、障害者との話合いの下、その意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で合理的配慮に係る措置をとることも記載することが適当である。

(3)「合理的配慮の手続」について

- 合理的配慮は、障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で可能な限り提供されるべき性質のものであることから、「合理的配慮の手続」として、以下の事項を記載することが適当である。

①募集及び採用時における合理的配慮の提供について

(障害者からの合理的配慮の申出)

- 募集及び採用時における合理的配慮については、合理的配慮が必要な障害者は、事業主に対して、募集及び採用に当たって支障となっている事情及びその改善のために希望する措置の内容を申し出ること。
- その際、障害者が希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となっている事情を明らかにすることで足りること。
- なお、合理的配慮に係る措置の内容によっては準備に一定の時間がかかる場合があることから、障害者は面接日等までの間に時間的余裕をもって事業主に申し出ることが求められること。

(合理的配慮に係る措置の内容に関する話合い)

- 障害者からの合理的配慮に関する事業主への申出を受けて、募集及び採用に当たって支障となっている事情が確認されれば、事業主と障害者は合理的配慮としてどのような措置を行うかについて話合いを行うこと。
- なお、障害者が希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、事業主は実施可能な措置を示し、障害者と話合いを行うこと。

(合理的配慮の確定)

- 合理的配慮の提供義務を負う事業主が、障害者の意向を十分に尊重しつつ、障害者との話し合いを踏まえ具体的にどのような措置を講じるかを判断し、措置の内容を障害者に伝えること。
- その際、障害者から問い合わせがあった場合には、当該措置を講じることとした理由（障害者から申出があった具体的な措置が過重な負担に当たると判断した場合には、その理由を含む。）を説明すること。
- なお、過重な負担にならない範囲で、募集及び採用に当たって支障となっている事情を改善する合理的配慮に係る措置が複数あったとき、事業主は、障害者との話し合いの下、その意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置をとることは差し支えないこと。

②職場における合理的配慮の提供について

（事業主からの職場における支障となっている事情の有無の確認）

- 職場における合理的配慮については、労働者が障害者であることを当初から把握している場合には、事業主は雇入れ時までに障害者に対して職場における支障となっている事情の有無を確認すること。
- また、
 - ・ 雇入れ時までに事業主が障害者であることを把握できなかった場合については、障害者であることを把握した際に、
 - ・ 雇入れ時に障害者でなかった場合については、障害者となったことを事業主が把握した際に、事業主は障害者に対して遅滞なく職場において支障となっている事情の有無を確認すること。
- さらに、障害の状態や職場の状況が変化することもあるため、事業主は必要に応じて定期的に職場において支障となっている事情の有無を確認すること。
- なお、障害者は、事業主からの確認を待たず、事業主に対して自ら職場において支障となっている事情を申し出ることが可能であること。
- 事業主は、障害者が職場において支障となっている事情があれば、その改善のために障害者が希望する措置の内容を確認すること。その際（障害者が自ら合理的配慮の提供を希望することを申し出た場合を含む。）、障害者が希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となっている事情を明らかにすることで足りること。

(合理的配慮に係る措置の内容に関する話し合い)

- 障害者に対する合理的配慮の提供が必要であることを事業主が確認したことを受けて、事業主と障害者は合理的配慮としてどのような措置を行うかについて話し合いを行うこと。
- なお、障害者が希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、事業主は実施可能な措置を示し、障害者と話し合いを行うこと。

(合理的配慮の確定)

- 合理的配慮の提供義務を負う事業主が、障害者の意向を十分に尊重しつつ、障害者との話し合いを踏まえ具体的にどのような措置を講じるかを判断し、措置の内容を障害者に伝えること。
 - その際、障害者から問い合わせがあった場合には、当該措置を講じることとした理由（障害者から申出があった具体的な措置が過重な負担に当たると判断した場合にはその理由を含む。）を説明すること。
 - なお、過重な負担にならない範囲で、職場において支障となっている事情を改善する合理的配慮に係る措置が複数あったとき、事業主は、障害者との話し合いの下、その意向を十分に尊重した上で、より提供しやすい措置をとることは差し支えないこと。
- ③合理的配慮の手続において、障害者の意向を確認することが困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者を補佐することを求めても差し支えないこと。

(4)「合理的配慮の内容」について

- 意見書においては、合理的配慮の提供に関する指針を定めるに当たっては、「合理的配慮は、障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で可能な限り提供されるべき性質のものであり、最初から細部まで固定した内容のものとすることは適当ではない。」とされている。
- 合理的配慮とは、
 - ・ 募集及び採用時については、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための必要な措置
 - ・ 採用後については、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための必要な措置

である。

○ なお、例えば、

- ・ 労働者の日常生活のために必要である眼鏡や車いす等を提供すること
- ・ 中途障害により、配慮をしても重要な職務遂行に支障を来すことが合理的配慮の手続の中で判断される場合に、当該職務を継続させること（※）などが合理的配慮として事業主に求められるものではない。

※ 当該職務を継続させることができない場合には、別の職務に就かせることなど、個々の職場の状況に応じた他の合理的配慮を検討することとなる。

○ 合理的配慮の内容に関する理解を促進する観点から、多くの事業主が対応できると考えられる措置を事例として指針に記載することが適当である。

○ 具体的には、別表の内容を指針に記載することが適当である。

○ なお、合理的配慮は個々の労働者の障害や職場の状況に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることを踏まえ、指針に記載された事例はあくまでも例示であり、あらゆる事業主が必ずしも実施するものではないこと及び指針に記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることを指針に記載することが適当である。

（５）「過重な負担」について

○ 改正法上、合理的配慮の提供については、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く、とされている。

○ 過重な負担を判断する要素としては以下のものがあると考えられる。

ア 事業活動への影響の程度

当該措置を講ずることによる事業所における生産活動やサービス提供への影響その他の事業活動への影響の程度が過重な負担の判断要素となる。

イ 実現困難度

事業所の立地状況や施設の所有形態等により当該措置を講ずるための機器や人材の確保、設備の整備等の困難度が過重な負担の判断要素となる。

ウ 費用・負担の程度

当該措置を講ずることによる費用・負担の程度が過重な負担の判断要素となる。ただし、複数の障害者から合理的配慮に関する要望があった場合、それらの複数の措置に要する費用・負担も勘案して判断することとなる。

エ 企業の規模

当該企業の規模が過重な負担の判断要素となる。

オ 企業の財務状況

当該企業の財務状況が過重な負担の判断要素となる。

カ 公的支援の有無

イ、ウについては、当該措置に係る公的支援を利用できる場合はその利用を前提とした上での判断となる。

○ 以上を踏まえ、過重な負担については、

事業活動への影響の程度

実現困難度

費用・負担の程度

企業の規模

企業の財務状況

公的支援の有無

を総合的に勘案しながら、事業主が当該措置の提供について個別に判断することを指針に記載することが適当である。

（６）「相談体制の整備等」について

○ 改正法第 36 条の 4 において、事業主は、合理的配慮に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない、とされている。

○ 「相談体制の整備等」に以下の事項を記載することが適当である。

ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・ 相談への対応のための窓口（※）をあらかじめ定め、周知すること。
※ 特定の担当者・部署や外部機関への委託など
- ・ 相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や相談者の状況に応じ適切に対応できるよう必要な措置を講ずること。

イ 職場における合理的配慮に関する相談があったときの適切な対応

- ・ 職場において支障となっている事情の有無を迅速に確認すること。
- ・ 職場において支障となっている事情が確認された場合、合理的配慮の手続を適切に行うこと。

ウ 職場における合理的配慮に係る相談者の情報は、当該相談者のプライバシーに属するものであることから、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を周知すること。

エ 障害者が職場における合理的配慮に関し相談をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発すること（※）。

※ 例えば、就業規則その他の職場における職務規律等を定めた文書に規定し、労働者に周知・啓発をすることや、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に記載し、労働者に配布等すること

4 おわりに

- 本研究会では、改正法に基づき厚生労働大臣が定める指針について盛り込むべき事項について検討を重ねた。
- 我が国において、障害者の差別の禁止、合理的配慮の提供等が円滑になされていくためには、事業主に対する指針の策定に加え、行政による様々な取組が重要となる。
- 具体的には、以下の取組が重要である。
 - ・ 障害者に対する差別をなくしていくため、事業主や労働者に対する障害の特性等に関するパンフレットの配布やセミナーの実施等の啓発活動
 - ・ 合理的配慮が個々の労働者の障害や職場の状況に応じて適切に提供されるよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のリファレンスサービスの充実など具体的な事例の収集・情報提供やジョブコーチの質的な充実等
 - ・ ハローワークにおける、職員の障害の特性等に関する適切な理解の促進、企業等からの障害者の範囲や合理的配慮の内容等に関する相談への適切な対応
 - ・ 事業主と障害者との間で合理的配慮の提供等に関し紛争が生じた際の円滑な解決に資するよう、紛争解決に当たっての手順を整理したフローチャートの作成及び事業主等への周知等
 - ・ 障害者の職場定着を図るため、助成金制度の手続の簡略化や内容の充実、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の就労支援機器貸出しサービスの拡充、企業がジョブコーチを活用しやすい体制の整備など企業支援の充実

- ・ 上記の支援策が適切に活用されるよう、支援策の周知
- この他にも、障害者の就労の促進に当たっては、障害者と企業のマッチング機能強化、職場における障害者の把握、移動支援の在り方等、様々な課題があることから、行政において真摯に対応していくことが必要である。
- さらに、職場における合理的配慮が円滑になされるよう、就労支援機器の開発が進められることが望まれる。
- 本研究会の報告が、今後の障害者雇用の充実に寄与することを期待する。

別表

- 合理的配慮は個々の労働者の障害（障害が重複している場合を含む。）や職場の状況に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることを踏まえ、ここに記載された事例はあくまでも例示であり、あらゆる事業主が必ずしも実施するものではないこと及びここに記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること。
- 採用後の事例は中途障害によるものを含むこと。

【視覚障害】

募集及び採用時	○ 募集内容について、音声等で提供すること。 ○ 採用試験について、点字や音声等による実施や、試験時間の延長を行うこと。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 拡大文字、音声ソフト等の活用により業務が遂行できるようにすること。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ 職場内の机等の配置、危険箇所を事前に確認すること。 ○ 移動の支障となるものを通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫する等により職場内での移動の負担を軽減すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【聴覚・言語障害】

募集及び採用時	○ 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 ○ 面接を筆談等により行うこと。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 業務指示・連絡に際して、筆談やメール等を利用すること。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ 危険箇所や危険の発生等を視覚で確認できるようにすること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【肢体不自由】

募集及び採用時	○ 面接の際にできるだけ移動が少なく済むようにすること。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 移動の支障となるものを通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫する等により職場内での移動の負担を軽減すること。 ○ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。 ○ スロープ、手すり等を設置すること。 ○ 体温調整しやすい服装の着用を認めること。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【内部障害】

募集及び 採用時	○ 面接時間について、体調に配慮すること。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【知的障害】

募集及び採用時	○ 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。 ○ 図等を活用した業務マニュアルを作成する、業務指示は内容を明確にし、一つずつ行う等作業手順を分かりやすく示すこと。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、体調に配慮すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【精神障害】

募集及び採用時	○ 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 業務の優先順位や目標を明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順を分かりやすく示したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ できるだけ静かな場所で休憩できるようにすること。 ○ 本人の状況を見ながら業務量等を調整すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【発達障害】

募集及び採用時	○ 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 ○ 面接・採用試験について、文字によるやりとりや試験時間の延長等を行うこと。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 業務指示やスケジュールを明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、体調に配慮すること。 ○ 感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行うこと。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【難病に起因する障害】

募集及び 採用時	○ 面接時間について、体調に配慮すること。 ○ 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

【高次脳機能障害】

募集及び 採用時	○ 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
採用後	○ 業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 ○ 仕事内容等をメモにする、一つずつ業務指示を行う、写真や図を多用して作業手順を示す等の対応を行うこと。 ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 ○ 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 ○ 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会開催要綱

1. 趣旨

第 183 回国会において可決・成立した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）により、障害者に対する差別の禁止等に関する規定が新設された（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）。

障害者に対する差別の禁止等については、厚生労働大臣が差別の禁止に関する指針及び均等な機会の確保等に関する指針（合理的配慮の提供の指針）を定めることとされており、適正な制度運営を図るため、両指針は極めて重要な役割を果たすものである。

そこで、両指針に盛り込むことが必要な事項に関し検討を行うため、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- （１）差別禁止に関する指針の在り方について
- （２）合理的配慮の提供の指針の在り方について
- （３）その他

3. 研究会の運営

- （１）研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者の参集を求め、開催する。
- （２）研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- （３）座長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- （４）研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

4. 参集者

別紙のとおり。

5. 開催時期

平成 25 年 9 月～

改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会参集者

阿部 一彦 日本身体障害者団体連合会副会長

阿部 正浩 中央大学経済学部教授

市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長

伊藤 彰久 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長 (※)

北野 誠一 NPO 法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長

栗原 敏郎 株式会社大協製作所代表取締役社長

小出 隆司 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会副理事長

塩野 典子 富士通株式会社ダイバーシティ推進室長

兼 総務人事本部人事労政部シニアディレクター

武石恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授

田中 伸明 社会福祉法人日本盲人会連合

富永 晃一 上智大学法学部准教授

本郷 滋 株式会社アイネット代表取締役

◎山川 隆一 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(※) 第1回～第3回開催時は、

杉山 豊治 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長

(所属は第1回～第3回開催時点のもの)

(◎は座長、五十音順、敬称略)

改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の 提供の指針の在り方に関する研究会 開催状況

第1回（平成25年9月30日）

- 研究会の開催について
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正について
- 今後の研究会の進め方について
- 意見交換

第2回（平成25年10月11日）

- 関係者からのヒアリング
 - ・ 一般財団法人 全日本ろうあ連盟理事 松本 正志 氏
 - ・ 社会福祉法人 全国盲ろう者協会事務局 庵 悟 氏
 - ・ 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会副会長 阿部 一彦 氏
 - ・ 社団法人 全国脊髄損傷者連合会副理事長 大濱 眞 氏
 - ・ NPO法人 日本脳外傷友の会理事長 東川 悦子 氏
 - ・ 社会福祉法人 日本盲人会連合会長 竹下 義樹 氏

第3回（平成25年10月24日）

- 関係者からのヒアリング
 - ・ 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会事務局長 宮武 秀信 氏
 - ・ 公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会施策委員 北野 誠一 氏
 - ・ 公益社団法人 日本てんかん協会常務理事 古屋 光人 氏
 - ・ 一般社団法人 日本発達障害ネットワーク理事長 市川 宏伸 氏
 - ・ 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会副代表理事 森 幸子 氏

第4回（平成25年11月7日）

- 経済団体等からのヒアリング
 - ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会労働政策本部長 高橋 弘行 氏
 - ・ 全国中小企業団体中央会労働政策部長 小林 信 氏
 - ・ 日本商工会議所産業政策第二部副部長 高山 祐志郎 氏
 - ・ 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長 伊藤 彰久 氏

第5回（平成25年12月4日）

- 差別禁止の枠組みと今後の論点
- 差別禁止指針について

第6回（平成25年12月26日）

- 差別禁止指針について②

第7回（平成26年1月28日）

- 合理的配慮の枠組みと今後の論点
- 合理的配慮指針について

第8回（平成26年2月24日）

- 合理的配慮指針について②

第9回（平成26年3月25日）

- 合理的配慮指針について③

第10回（平成26年4月25日）

- 報告書（素案）について

第11回（平成26年5月27日）

- 報告書（案）について